

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮要請**

緊急事態宣言解除から2週間余りが経過しましたが、兵庫県内では直近1週間の新規感染者数が前週比1.7倍となるなど、感染者が増加傾向にあります。

県では、感染の再拡大を防止するため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮要請を延長します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

## 1 対象施設

種類	施設	要請内容
飲食店 (宅配・テイクアウトサービスは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時30分まで</li> <li>・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底</li> </ul>
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く	

○営業にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組(\*)を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

(\*)アクリル板を用いた仕切りの設置又は最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置、適切な換気など

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngeinposter.html>

2 実施期間 令和3年3月8日(月)から令和3年3月31日(水)まで

3 要請対象地域 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

4 時間短縮営業への協力金 1日あたり4万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

## お問い合わせ先

◆時短要請等コールセンター（時短要請に関すること）

T E L : 078-362-9921

受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 078-361-2501

受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ  で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

## 「(第2期)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の延長について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、3月22日(月)から31日(水)まで、神戸、尼崎、西宮、芦屋市内を対象に、営業時間の短縮要請が延長されることから、下記のとおり、第2期協力金の期間を延長します。

\*「第1期協力金」の時短要請期間は、令和3年1月12日から2月7日まで、「第2期協力金」は令和3年2月8日から**3月31日まで**です。

\*「第2期協力金」の申請受付は令和3年4月1日から4月30日までを予定しています。詳細は追ってお知らせします。

## 記

## 1 第2期協力金変更内容

	現 行			延 長
対象期間	①令和3年2月8日～2月28日 [21日間]	②令和3年3月1日～3月7日 [7日間]	③ 令和3年3月8日～3月21日 [14日間]	④ <b>令和3年3月22日～3月31日</b> [10日間]
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること	
支給額	1日あたり 6万円/店舗 ×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数		
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)			
申請受付	令和3年4月1日(木)～4月30日(金) 予定			

※協力開始日から時短要請終了日まで、定休日等を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業含む)に協力していただいた店舗単位に支給します。(定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます)。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

## 2 その他

詳細については、ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakyouryokukindai2ki.html>